限定承認公告

本籍愛知県東海市加木屋町寺ノ前二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加古　義之

右被相続人は平成二十一年六月四日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十八日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

愛知県東海市加木屋町寺ノ前二一番地の五　相続財産管理人　加古　恭之

名古屋市東区主税町二の一名法ビル三号　右代理人弁護士　永井　克昌

限定承認公告

本籍愛知県新城市字的場七二番地、最後の住所愛知県豊橋市小池町字原下三二番地の五一―一〇一　被相続人　亡　西郷　勝利

右被相続人は平成二十一年五月三日死亡し、その相続人は平成二十一年七月三十一日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

愛知県新城市市場台三丁目二番地四　相続財産管理人　西郷　省吾

限定承認公告

本籍滋賀県大津市唐崎一丁目五六六番地一、最後の住所滋賀県大津市唐崎一丁目二五番四号　被相続人　亡　白川　朋宏

右被相続人は平成二十一年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十四日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

滋賀県大津市唐崎一丁目二五番四号　限定承認者　白川　信二

限定承認公告

本籍岡山県倉敷市西尾二番地二九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日那　幸憲

右被相続人は平成二十一年四月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十八日岡山家庭裁判所倉敷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

岡山県倉敷市西尾二番地二九　限定承認者　日那　妙子

限定承認公告

本籍徳島県阿南市羽ノ浦町古庄大坪原三十六番地三十三、最後の住所徳島県阿南市羽ノ浦町古庄大坪原三十六番地三十三　被相続人　亡　矢田　真由

右被相続人は平成二十年十二月二十八日死亡しその相続人は平成二十一年七月二十七日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

徳島県阿南市羽ノ浦町春日野一番地三百十七　相続財産管理人　後藤**德**太郎

限定承認公告

本籍徳島県阿南市羽ノ浦町古庄大坪原三十六番地三十三、最後の住所徳島県阿南市羽ノ浦町古庄大坪原三十六番地三十三　被相続人　亡　矢田　勇次

右被相続人は平成二十年十二月二十八日死亡しその相続人は平成二十一年七月二十七日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十日

徳島県阿南市羽ノ浦町春日野一番地三百十七　相続財産管理人　後藤**德**太郎

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により東根市農業協同組合（住所　山形県東根市大字東根甲一三九〇番地の一）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十月一日です。

平成二十一年八月十日

山形県東根市大字東根甲一三九〇番地の一　東根市農業協同組合

代表理事組合長　髙橋　榮基

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日伯技術友愛会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十日

東京都足立区小台二丁目二番一六号　無限責任中間法人日伯技術友愛会

代表社員　吉川　清志

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月二日の総社員の同意により、名称を一般社団法人ひょうご省エネ市民ネットに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十日

兵庫県神戸市東灘区岡本二丁目一一番一三号　無限責任中間法人ひょうご省エネ市民ネット　代表社員　高木　功男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金二億六千四百八十万円（但し、B号優先出資について金二億六千四百八十万円）減少して金百四十二億四千九百七十万円とし、発行済優先出資総口数二十九万二百九十口のうちの五千二百九十六口（但し、B号優先出資について五千二百九十六口）を一口に対して金五万円をもって有償消却して二十八万四千九百九十四口とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月一日付官報の号外第九十四号八十七頁に掲載されています。

平成二十一年八月十日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

KT六本木インベストメント特定目的会社

取締役　森田　威

取消公告

平成二十一年七月十六日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十一年八月十日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番一一号　AGS株式会社

代表取締役社長　小川　修一

取消公告

平成二十一年七月二十二日（号外第一五三号）掲載の第十期決算公告は取消します。

平成二十一年八月十日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号　株式会社VLフィナンシャル・パートナーズ　代表取締役　高江　俊幸

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年三月十三日（号外第五十号）公布の厚生労働省令第三十号（介護保険法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五	上	二二	指定介護予防訪問看護ステーション	指定介護予防訪問看護ステーション（下同じ。）
五ページ上段終りから一一行目は次のとおりの誤り。				
第二十二条の八を次のように改める。				
五ページ上段終りから一一行目と一〇行目の間に次のように加える。				
第二十二条の八　法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。				
一　病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士				
二　病院、診療所又は訪問看護ステーションの保健師、看護師及び准看護師				
平成二十一年七月七日法務省告示第三百十二号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
六二	二	二	昭和二年	平成二年
同月十六日法務省告示第三百三十九号（同）（原稿誤り）				
三ページ三段終りから九行目から八行目までを削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十日付第一六七号九六二十九日付衆会第七号二四七月官報目録一六ページ

◉付録　ページ●同日付政府調達第一四五号二四ページ●一月　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）